

京都ウィメンズベース（女性活躍・WLB支援）業務の質疑に対する回答

質 疑 内 容	回 答
<p>プレゼンテーション（ヒヤリング）の場に、説明者とは別に聴講者として参加可能か。</p>	<p>自社のプレゼンテーションでの参加は可能ですが、他社プレゼンテーション時の入室は出来ません。</p>
<p>人件費を見積るに当たり、構成員が企業へ訪問する回数に1訪問あたりの単価を設定し、総人件費を算出した場合、訪問回数の実績報告に基づき支払額が算出されるのでしょうか。</p> <p>また、運営するにあたり人件費の支払い報告（例えば、通帳記入の確認）など、定期的に行われるのでしょうか。</p>	<p>人件費単価の設定において、当初の計画が変更となる場合、または経費額（見積限度額内）の変更が生じる場合は府に協議ください。</p> <p>活動に伴う経費の詳細について記載された帳票（支払い明細書、振込み確認書等）を、年度途中に確認させていただきます。</p>
<p>法人格のない任意団体にて参加申込みの予定です。</p> <p>もし、採択され、事業完了後事業費をご入金いただくにあたり、源泉所得税の控除はございますか？</p>	<p>本件委託業務においては、所得税の源泉徴収はいたしません。</p>
<p>当該任意団体では、法人格がないため法人税を払っていません。</p> <p>個人代表の所得税および消費税の納税証明書でよろしいでしょうか？</p>	<p>代表者の納税証明書を添付してください。</p> <p>なお、府税については税務課に御相談ください。</p>
<p>対象企業は、常時雇用する労働者の人数は、今後とも300名以下でしょうか？</p>	<p>京都府内中小企業（常時雇用する労働者の人数300名以下）が対象となります。</p>